

医療法人杉村会 杉村病院
診療情報の提供に関する規程

（目 的）

第 1 条 診療情報の提供は、医療提供者の重要な責務である。診療情報を積極的に患者に提供し、医療提供者と患者とが診療情報を共有することによって、両者の良好な関係を築き、より質の高い開かれた医療を目指すことを目的とし、本規程を定めることとする。

（定義および適用範囲）

第 2 条 この規程において、用語の定義は、以下のとおりとする。

- （1）診療情報：診療の過程で、患者の身体状況、症状、治療等について、医師またはその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た情報
- （2）診療録：医師法第 24 条所定の文書
- （3）診療記録等：診療録、処方箋、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、診療要約、調剤録等、その他診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について作成および記録された書面、画像等
- （4）診療情報の提供：①口頭による診療内容の説明、②説明文書の交付、③診療記録等の開示（いわゆるカルテ開示）等、具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供すること
- （5）診療記録等の開示（以下、カルテ開示という）：
患者本人または代理人等からの請求に基づいて、診療情報を閲覧あるいは謄写を交付すること

2 提供および開示する診療情報の範囲は、前項（3）でいう診療記録等とする。

但し、他の医療機関の医師からの紹介状等、第三者が作成した、または第三者から得た情報および診療に伴う教育・研究に関する情報については、提供あるいは開示する範囲に含まないものとする。

（口頭による説明）

第 3 条 診療の過程において、医師は、患者に対してわかりやすいよう、診療記録等を提示するなどしてできるだけ専門用語を避け、積極的かつ懇切・丁寧に診療情報を説明するよう努めることとする。

2 診療中の患者に対する診療情報の説明は、概ね、次に掲げる事項を含むものとする。

- （1）現在の症状および診断病名
- （2）予後
- （3）処置および治療の方針
- （4）処方する薬剤については、薬剤名、服用方法、効能、特に注意を要する副作用
- （5）代替的治療法がある場合には、その内容および利害得失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む）
- （6）手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要（執刀者及び助手の氏名を含む）、

危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無

(7) その他患者本人が説明を求めた事項

(8) 治療の目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容

3 患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重することとする。

4 患者本人が未成年者等で判断能力がないとみなされる場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対し行うものとする。

5 説明内容については、診療の度にすべての項目を説明するというわけではなく、診療内容、診療の進捗状況や病状に応じて、必要な都度、提供する。

(カルテ開示)

第4条 カルテ開示は、あくまで患者本人の意思による請求と、それに基づく診療情報管理委員会での審査を原則とし、病院は、患者が自己の診療記録等の開示を求めた場合には、原則これに応じるものとする。

2 裁判所の命令にもとづく診療記録等の閲覧、謄写、若しくは法にもとづく行政当局による診療記録等の閲覧、謄写は開示としない。

3 開示する診療記録等の閲覧は、病院が指定する場所において医師または看護師立ち会いのもと行い、患者からの求めがあれば、医師はその記載内容について説明するものとする。

4 診療記録等原本を院外へ持ち出すことは禁止する。

5 個人情報保護の観点から、申出者に対し自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うように注意喚起するものとする。

(診療情報の提供を求めうる者)

第5条 診療情報の提供は、患者本人からの求めに基づいて、患者本人へ提供することを原則とする。但し、次に掲げる場合には、患者本人以外が患者本人に代わって情報提供を求めることができる。

(1) 患者本人の指名または同意を得た親族、またはこれに準ずる者

(2) 患者が成人で、合理的判断ができない状態にある場合

・ 法定代理人

・ 現実に患者の世話を行っている親族、またはこれに準ずる者

(3) 患者が未成年の場合

・ 親権者

・ 法定代理人

但し、満 15 歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人の申し出のみを認めることができる。

※なお、親族またはこれに準ずる者の定義は以下のとおり。

「親族」・・・扶養義務者とされる３親等内の血族及姻族

「それに準ずるもの」・・・内縁の妻など特別縁故者

２ 患者本人を含めて、開示対象者であると確認ができない場合や、家族・親族であっても患者本人の指名や同意がない場合、その他、友人、勤務先等は提供の対象とならない。但し、以下の場合においてはこの限りではない。

裁判所及び令状に基づく権限の行使による開示請求

当院が法令に定められている義務を履行するために必要な場合

３ 患者本人が入院中に死亡した場合の特例として、生前に意志表示ができなかった場合には、遺族との信頼関係の観点から遺族を診療情報提供の対象者とし、遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供するものとする。ただし、カルテ開示を請求することができる者は患者の法定相続人とする。

※この場合の遺族とは、配偶者、子、父、母及びこれに準ずる者

４ 次の場合には、診療情報の提供を拒むことができる。

（１）診療情報の提供が、第三者の不利益になると考えられる場合

（２）診療情報の提供が患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れ、あるいは不利益になると考えられる場合

（３）診療情報の提供を不相当とする相当の事由がある場合

（４）開示することが法に違反すると考えられるとき

（カルテ開示の手続き）

第６条

（１）申請 カルテ開示を受けようとする者は、所定の様式「開示請求書」に従って書面により、病院長に請求するものとする。なお、前条１における患者本人以外の者が開示請求を行うときは、患者本人の「委任状」もしくは「同意書」、および必要とされる身分証明書等の書類の提出を求めるものとする。

《カルテ開示に必要なもの》

①申請者が患者本人の場合

○身分証明書

②申請者が患者本人以外の場合

○申請者の身分証明書（できれば顔写真付きのもの）

（例）運転免許証、パスポート

○続柄や患者との関係が記入された戸籍謄本や住民票の写し、法定代理人である旨の証明書類

○患者本人が署名捺印した委任状もしくは同意書の原本

（患者が死亡している場合は不要）

○患者の身分証明書（免許証等）の写し

○患者の判断能力に疑義がある場合は、証明する診断書

- (2) 受理 請求受付窓口を個人情報管理責任者とし、前条に定める者に適しているか慎重に確認した上で請求を受理する。
- (3) 審査 ①請求を受理した病院長は、速やかにカルテ開示委員会を召集・開催し、開示の可否（提供、一部提供、非提供等）について公平かつ慎重に審査し、決裁する。
③開示に問題の無い場合は、カルテ開示委員会の審査を省略し、病院長は開示を決定することができる。（以下、除外事項参照）
- (4) 決裁 開示請求の決裁については、請求を受理した日から原則として、14 日以内に請求者に回答書により通知することとする。但し、審査等に時間がかかる場合など期限を超える場合には、その旨通知することとする。第5条4項による拒否または保留については、その理由を文書にて申請者に通知するものとする。

（除外事項）

第7条 診療情報の開示に際し、例外的に所定の手続き（カルテ開示委員会）を行わなくとも開示を行うことができ、制限されない。

- (1) 担当医が必要性を認めて、その意志で患者及び開示請求の申請ができる者に対して、カルテ・看護記録・手術記録・画像・検査結果などの診療記録を示しながら説明すること。
- (2) 担当医が必要性を認めて、患者の承諾を得て発行する他医師・医療機関への紹介状及び、他医師、医療機関からの照会に対する返事。
- (3) 患者の要請・承諾で発行する保険会社等の診断書・証明書・説明書、および、照会事項への回答（ただし、本項目は当院に在籍している医師が対象）
- (4) 裁判所からの診療記録等の提出命令、その他法令に基づく開示請求。

（開示に係る料金）

第8条 カルテ開示にかかる費用は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額とし、開示を請求する者より徴収する。

《開示費用》

- ①開示手数料：11,000 円（CD-R1 枚含む）
- ②2 枚目以降の CD-R：1,500 円／1 枚

（開示請求許諾後の責務）

第9条 開示にあたっては、必ず請求を行った本人に来院してもらい、本人に対してのみ行うこととする。但し、請求者と受取人が異なる場合は必ず開示請求と同様の手続きを行い、

受取人が開示請求を行える資格を持つ者及び第6条（1）《カルテ開示に必要なもの》に規定する書類を確認するものとする。

2 開示にあたっては紙媒体・または電子媒体での開示とし、閲覧の場合は、これが実行される現場に医師または看護師を立ち合わせ、診療記録等の保全をはからなければならない。

（開示の記録）

第10条 個人情報管理責任者は、カルテ開示委員会で審査した内容を議事録として記録することとする。

2 「開示請求書」、「委任状」、「同意書」、「開示拒否意見書」、「開示審査書」および「カルテ開示委員会議事録」を診療情報管理室にて5年間保存しなければならない。

（医師相互間の診療情報の提供）

第11条 医師は、患者の診療のため必要があるときは、患者の同意を得て、その患者を診療した若しくは現に診療している他の医師、医療機関に対して直接に診療情報の提供を求めることができる。

2 前項の求めを受けた医師は、患者の同意を確認したうえで、診療情報を提供するものとする。

（診療情報の提供に関する苦情・相談窓口）

第12条 杉村病院個人情報保護規程第32条に基づき、診療情報の提供に関しての苦情・相談は各部署責任者または設置の個人情報保護相談窓口で受け、この連絡先を患者・利用者に告知しなければならない。

2 苦情・相談対応方法については、杉村病院個人情報保護規程第32条3項に基づく。

（教育、研修）

第13条 当院は、医師、医療従事者、その他職員が本規程を遵守することを促すために、診療情報の提供に関する教育、研修などの措置を講ずるものとする。

（規程の見直し）

第14条 当院は、本規程を、診療録その他の診療記録等の作成・管理に関する環境の整備、ならびに医療をめぐる諸条件の変化に適合させるため、診療情報管理委員会において2年毎にその内容を見直す。ただし、必要があるときは、何時でも適宜、検討することができる。

附則

本規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行するものとする。

平成 29 年 11 月 1 日改正

令和 1 年 8 月 5 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正